

○生活環境影響調査書の意見書に対する見解

No.	受付日	意見	見 解
1	8. 8	<p>騒音の規制基準について、特別養護老人ホームの敷地に接していることから、5 dBを減じた規制基準を適用しておられます。しかしながら、同時に計画しておられる「不燃・粗大ごみ処理施設整備」においては、これより更に厳しい基準とされておられます。「不燃・粗大ごみ処理施設整備」は、接しているのは足湯であって民間や老人ホームに接しているわけではありません。高齢者等社会的弱者の入っておられる老人ホームについての合理的配慮をお願いします。</p>	<p>(仮称) 3市共同資源物処理施設と (仮称) 不燃・粗大ごみ処理施設の建設用地では用途地域が異なっておりますので、それぞれの隣接する用途地域に合わせた基準を定めております。 (仮称) 3市共同資源物処理施設の騒音の規制基準(要求水準)は、法令上の規制基準からさらに最大10dB低い基準を採用しています。</p>
2	8. 24	<p>これまでの経過に照らせば、周辺住民にとって、プラスチック圧縮、梱包作業によって発生するVOC(揮発性有機化合物)による健康被害が最大の不安要因である。今回の生活環境影響調査は、その住民の不安を払拭すべく、住民の要望を聞き、その解消に向けて組立てられるべきものである。そういう観点から見ると、この調査書は無味乾燥で住民の要望にこたえていないと言わざるをえない。</p> <p>1 生活環境影響調査では、大気質(ベンゼン等4物質)につき、施設周辺5か所の調査結果、プラスチックの圧縮過程で発生が想定される化学物質13の施設西側地点での調査結果と2016年2月に実施した小村大VOC発生量調査報告書の調査結果(29物質)が参考調査データとして記載されている。(P29-30)参考調査データの隣に文献データとして、「環境化学」記載の神奈川県環境科学センターの調査結果が記載され、その文献データの方が高ければ、文献データを使うとしている。さらに、「予測」(P.33)として、活性炭吸着法によるVOC除去率を80%と設定し、活性炭吸着後の濃度を試算したとして、17物質の除去後濃度を記載している。このうち、小平・村山・大和衛生組合(以下、小村大と略)が実際に行ったのは、上記VOC発生量調査のみであって、あとは机上の計算ではじきだした数字でしかない。これがなんらかの意味をもつとすれば、この調査計画が周辺住民との協議で細目が決められ、調査に住民が参加しVOC除去率を単なる計算値ではなく、実体験できた場合であろう。残念ながらそうした取り組みがなされたとは聞いていない。</p> <p>2 2010年10月に稼働した八王子市プラスチック資源化センターでは、2007年から3年間、廃プラスチック中間処理施設調査研究協議会(学歴経験者3名、市民代表8名、事業者1名)で、施設整備に向けての協議を行ったが、VOC除去方式について、光解媒方式でのVOC除去率を確認するために、5種類のVOCを使った実験を実施している。その結果、触媒フィルターと紫外線ランプの組み合わせユニットが何段必要か予測したのである。こうした市民参加の協議会の取り組みが、周辺住民の懸念の払拭につながったといえるのでないかと思われる。付け加えると、4団体(3市と小村大)はVOC除去装置について、活性炭吸着方式と光触媒方式の組み合わせというのみで、具体的な説明をしてきていない。三市ごみ連絡会として、2014年7月、4団体に対する公開質問状において、説明を求めたのに対し、4団体は「施設周辺住民との協議のうえで、具体化を図ります。設備機器の基本仕様や配置などは平成27年度作成予定の施設整備実施計画において具体化します。」と回答したのだが、平成27年12月作成の施設整備実施計画では、「吸着方式(活性炭等)と酸化分解方式(光触媒等)を効果的に組み合わせた除去設備」とのみで、相変わらず具体的な設備機器には触れていません。</p> <p>3 小村大は上記の予測をしたのち、影響の分析(P35)として、「予測結果は全て、事前に設定した環境保全目標を満足するものであり、周辺地域への影響は軽微である」と言い切っている。ここで注意しなくてはならないのは、化学物質への暴露は個人差が非常に大きいということである。その人の栄養状態、遺伝的体質、住宅や職場の環境などによって症状は一人ひとり異なり、あらわれる症状もさまざまである。また、特定の化学物質に対して、一度過敏症を獲得してしまうと、非常に微量でも反応するようになること、原因物質が1ミリリットル当たり、1ナノグラム(10億分の1グラム)で発症する場合と1ピコグラム(1兆分の1グラム)で発症する場合もあり、人により過敏症が1000倍もちがうのである。(宮田幹夫著「化学物質過敏症BOOK」)</p> <p>この生活環境影響調査書は、「影響は軽微」として、この問題にどう対処するか全く提示していないが、武蔵野市の実施例を参考に、施設から一定の距離に住む住民の希望者に対し、健康調査を定期的実施することを提案したいと考えます。</p>	<p>本生活環境影響調査は、廃棄物処理施設の設置に伴って必要な手続きであり、環境省「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」に示されている手法に準拠して実施しております。</p> <p>揮発性有機化合物(VOC)については、平成26年度から平成28年度にかけて行った現況調査の結果からも、微量ではありますが環境中に存在しています。(仮称)3市共同資源物処理施設で処理するプラスチック廃棄物は、家庭で使用されている日用品、飲料の容器や商品の包装のために使用されたものであること、また、施設では選別や圧縮を行います。また、燃焼などの化学処理は行わないこと。さらに、発生すると考えられる揮発性有機化合物(VOC)の80%以上は活性炭吸着等により除去できることが分かっています。</p> <p>以上のことから、健康被害をおよぼす恐れのない施設であり、周辺住民の健康診断の必要はないと考えます。また、揮発性有機化合物(VOC)除去設備は、活性炭と光触媒を効果的に組み合わせます。現段階で設備の具体化は、プラントメーカーの技術提案を妨げる恐れがあります。</p>

○生活環境影響調査書の意見書に対する見解

No.	受付日	意 見	見 解
3	8.24	<p>1. 序 生活環境影響調査に関して以下の要請を致します。</p> <p>2. 要請内容 建物内の排気の処理に関して、この地域で本施設を建設するなら、活性炭及び光触媒の双方を組み合わせた設備導入をすべきと提案致します。</p> <p>3. その理由 (1) 住宅密集地での建設 過去の打ち合わせの中排気 (VOC)処理が一番問題になっている点です。これを解決する為に何年もの間ミーティングを重ねて来ました。その結果、八王子市：光触媒使用 寝屋川市：活性炭使用ですが、いずれも付近には住宅は無く、東大和に比べた場合環境が全く相違します。(2) 環境基準に関して 今回の測定結果が環境基準内と言っても地域住民としては活性炭のみの施設では納得出来るものではありません、住宅密集地に建設するなら環境基準を著しく下回る数字を提示出来る施設が必須です。(3) 東大和市の対応 建設に対して排気処理に関して住民に説明する時、何所よりも優れた設備を提示出来なければ、住民は納得出来ないと思います。(4) 今迄の打ち合わせの推移 良い施設をいかに建設するかの議論を重ね、又種々の施設見学も行いました。その結果住宅密集地での施設建設は衛生組合としても相当な覚悟が必要であると認識したはずです。(5) この場所に建設するには 建設費の問題で排気施設の議論をするなら、この土地には建設すべきではないと言えます。少なくともそもそも論に戻ってしまいます。これを避けたいと思います。以上ご提案申し上げます。</p>	<p>揮発性有機化合物 (VOC) 除去設備は、活性炭と光触媒を効果的に組み合わせます。</p>

○生活環境影響調査書の意見書に対する見解

No.	受付日	意見	見解
4	8.28	<p>当該敷地の周りは特養施設・社宅・警視庁宿舎・マンション・戸建て住宅・大型商業施設等に囲まれており、用途地域が工業地域という実態は全く無く、常識的な見地から一般廃棄物処理施設を建設出来る環境ではありません。</p> <p>この生活環境調査も環境省の指針で公布された新たな許可基準で設けられた周辺地域の生活環境の保全に適正に配慮がなされたものであることに相反し形式的な生活環境影響調査結果であるといえます。</p> <p>この調査は、施設が稼働して生活環境に何の影響もない保証はありません。杉並病や寝屋川の例をみて、害が無いと言える証拠をお示してください。</p>	<p>本生活環境影響調査は、廃棄物処理施設の設置に伴って必要な手続きであり、環境省「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」に示されている手法に準拠して実施しております。揮発性有機化合物（VOC）については、平成26年度から平成28年度にかけて行った現況調査の結果からも、微量ではありますが環境中に存在しています。（仮称）3市共同資源物処理施設で処理するプラスチック廃棄物は、家庭で使用されている日用品、飲料の容器や商品の包装のために使用されたものであること、また、施設では選別や圧縮を行いますが、燃焼などの化学処理は行わないこと。さらに、発生すると考えられる揮発性有機化合物（VOC）の80%以上は活性炭吸着等により除去できることが分かっています。以上のことから、健康被害をおよぼす恐れのない施設であると考えます。</p> <p>なお、いわゆる杉並病に関しては不燃ごみの中継施設周辺で発生したものであり、（仮称）3市共同資源物処理施設については、「その他プラスチック製容器包装」及び「ペットボトル」の選別・圧縮・梱包を行う施設でありますので、施設そのものが別です。</p>

○生活環境影響調査書の意見書に対する見解

No.	受付日	意 見	見 解
5	8.28	<p>1. この環境影響調査報告書では資源物処理施設が稼働した時に周辺環境に悪影響が出ないとの報告にはなっていない。単なる現況報告書と思える。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域連絡協議会で説明をして来た、光触媒装置設置について書かれていない。</li> <li>・VOC除去装置を設置することは書かれているが、その装置に関わる仕様、性能、能力等に対する説明も書かれていないので、稼働後にどのような環境になるのかが不明。</li> <li>・臭気に対してもVOC除去装置と同様で、その装置に関わる仕様、性能、能力等に対する説明も書かれていない。</li> </ul> <p>2. 総合的な評価</p> <p>(1) 大気質①施設稼働時の揮発性有機化合物 (VOC) の中で類似施設の現地調査及び文献調査と書かれているが、類似施設としては不適格。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・類似施設とした対象が小平市のリサイクルセンターとしているが、とても類似施設の対象にはならない。小平市のリサイクルセンターはヤード方式であり、建屋4辺のうち2辺が解放された状態で作業をしており風の影響で排出されるVOCが拡散され正確な測定と言えない。</li> <li>・文献調査の対象とした施設の詳細も書かれていない、又、説明もされていない。</li> <li>・施設規模やピット方式を採用している寝屋川の施設を4団体担当者、協議会委員が見学をしており、状況は良く把握できていると思います。類似施設の対象は寝屋川の施設とすることが自然だと思います。</li> <li>・現地調査をせずに文献調査とした対象は神奈川県と思われそうですが、何故、東京都に存在する施設を対象としないのか疑問に思います。</li> </ul> <p>以上の事から(仮称)3市共同資源物処理施設生活環境影響調査報告書についてはほぼ現況調査で有り、施設稼働後の生活環境に問題が無いとの報告とは言えないと考えます。以上</p>	<p>本生活環境影響調査は、廃棄物処理施設の設置に伴って必要な手続きであり、環境省「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」に示されている手法に準拠して実施しております。</p> <p>揮発性有機化合物 (VOC) 除去設備及び脱臭設備は、活性炭と光触媒を効果的に組み合わせます。</p> <p>臭気については、開放型の現施設においても基準値を下回っており、気密性の高い計画施設にあっては、活性炭等により処理し、排出するため、さらに大きな脱臭効果があるものと考えます。</p> <p>生活環境影響調査書上、両施設とも類似施設としての取り扱いはしていませんが、公表されているデータについては、環境影響調査の参考とさせていただきます。北河内4市リサイクル施設組合の北河内4市リサイクルプラザ「かざぐるま」については、測定方法が異なりますが排出濃度の傾向を、八王子市のプラスチック資源化センターについては、調査研究報告書の中の光触媒の除去性能などを参考とさせていただきます。3市共同資源物処理施設整備地域連絡協議会を通じて、ご意見として強くいただいたのは、微量の化学物質への直接的影響であり、生活環境影響調査はこの影響をどの程度まで抑えられるのかが重要と考えました。このことから発生源の調査を行う必要があり、小平市のリサイクルセンターを発生源調査場所としてお借りして、調査を行ったものです。</p> <p>また、文献調査については、東京都内の施設に関するものが存在しないため、神奈川県環境科学センターの数値を使用しました。</p>

○生活環境影響調査書の意見書に対する見解

No.	受付日	意見	見解
6	8. 29	<p>用地とされた東大和市暫定リサイクルセンターの近隣には平成15年2月に【立川都市計画 地区計画桜が丘2丁目】案が縦覧され4月に決定し、平成16年11月には、集合住宅が竣工して住人が移り住んでいます。住宅に近い暫定施設が、暫定以外の施設になるのであれば、まず近隣住民の理解を得なければならないはずですが、住民に知らされる事もなく、平成17年8月23日に小平・村山・大和衛生組合（以下、衛生組合）の理事者が”共同処理用地として借用する”と合意をしました。</p> <p>その会議で配付されたくごみゼロプラン見直し調整部会平成16年度検討結果報告/17年3月29日付&gt;資料1の”東大和市リサイクル施設位置図”には、近隣地域に地区計画で集合住宅が建設される以前の(株)小松製作所であった地図が掲載されていることから、近隣に住宅があることを認識していたかどうか、また地区計画の当事者である東大和市がその旨を報告していたか疑問です。</p> <p>建設が計画されるプラスチック処理施設と、同様の品目、処理量、敷地面積、クレーンのピット方式のプラスチック処理施設で、このように住宅に近い施設は、全国でも1, 2例しかないことが3市共同資源物処理施設地域連絡協議会（以下、地域連絡協議会）で、判明しています。その1, 2例も、住宅地に施設を建てたのではなく、あとから施設の周りに住宅ができたというものでした。</p> <p>情報開示した平成26年7月の東大和市と東京都都市整備局との打ち合わせ文書においては、「本件のように、住居系の用途地域が近くにあったり、学校等が近くにある土地に、民間事業者が廃棄物処理施設を設置する場合には断ることになると思う。ただ、住民の同意が得られているということであれば、立地可能となる場合もあるので、今後、民間事業者の相談を受ける場合に矛盾が生じないように、住民の同意、理解を得る必要がある。」と東京都都市整備局からの発言があるように、不適切な立地です。</p> <p>今回の生活環境影響調査の説明を地域連絡協議会で受けましたが、「満足できるものと考えられる」、「目標を達成できるものと評価する」として各項目がまとめられています。新しい施設が出来た場合に環境が良くなる（数値が低くなる）のは、振動と騒音だけのことでした。</p> <p>それ以外は確実に環境は現在より悪くなっているということです。</p> <p>基準値以下なので我慢せよというのは、用地決定が不透明、候補地をあげての比較検討さえ行っていないこの事業においては、行政の傲慢でしかないと思います。</p> <p>平成26年10月地域連絡協議会で、組合参事は「臭いの問題なんです、正直申し上げまして完全に消えるという事はありません。まあ、基準はクリアするよう、もちろん設計をして設置することになりますけれども、全く出ないという、そういうものはちょっと施設として作れない」とおっしゃっています。臭いについて、そのようであれば、同じ除去法を期待するVOCにおいても心配のないものにはなりません。走行する収集車両からの臭気は施設の整備でフォロー出来ませんので、この調査から漏れていると思います。</p> <p>調査結果で問題（安全性について）がないと、100%言い切れるのかとの主旨の質問に調査会社の方は、組合からのデータをもとに出した数値なので、データが異なれば結果の変わるとの回答をしました。VOC発生調査（本編30P）のデータについては、建設する施設に一番近似する施設として、見学までした寝屋川のデータが使用されていません。また使用されている小平リサイクルセンターのデータは、オープンスペースで測定していたので、密閉するという本施設との条件が違います。</p> <p>施設での処理量についても、小平市のプラスチック量がどのくらいになるのかという疑問があり、現在も連絡協議会で継続中の議題です。調査会社に渡したデータに疑問を感じます。</p> <p>また、風向・風速の調査結果については、期間が短すぎるのではないのでしょうか。</p> <p>衛生組合保有の資料・平成11年「環境大気のダイオキシン類等測定調査業務委託・大気拡散シミュレーション業務報告書」では、衛生組合で測定の過去5年間の風向風速のデータが使用されていますが、今回の結果とは、ずいぶん違います。場所によって風向きは違うと思いますが、わずか500mほどしか離れていない焼却炉に長期のデータが存在するのであれば、一度ご確認ください。</p> <p>風向・風速や風配図のデータは、本来、拡散シミュレーション地図の作成に使用されるべきものですが、VOCに</p>	<p>揮発性有機化合物（VOC）については、平成26年度から平成28年度にかけて行った現況調査の結果からも、微量ではありますが環境中に存在しています。（仮称）3市共同資源物処理施設で処理するプラスチック廃棄物は、家庭で使用されている日用品、飲料の容器や商品の包装のために使用されたものであること、また、施設では選別や圧縮を行います。さらに、発生すると考えられる揮発性有機化合物（VOC）の80%以上は活性炭吸着等により除去できることが分かっています。以上のことから、健康被害をおよぼす恐れのない施設であると考えます。</p>

○生活環境影響調査書の意見書に対する見解

No.	受付日	意 見	見 解
6	8.29	<p>おいては拡散式が存在しないので、シミュレーションが出来ないと連絡協議会で伺っています。利害関係を有するものは意見書を提出することが出来るとされているのですから、せめて、市民が見てどこが風下になるのか明記すべきだと思います。</p> <p>今回記載の結果では、建設予定地周辺の風向きは四季を通じて出現頻度が高いのは北北東とのことですので、その風下は中島町1番の方向でよろしいでしょうか。春は南南東ですので、イトーヨーカドーの方向が風下。出現率が高くなくても出現する風向もあり、春・冬には施設の東が風下になります。秋は無風が多いとの事ですので、空気より重い種類のVOCは地を這うように近隣地域によどむこととなります。</p> <p>建設予定場所から、わずか500mの距離にある衛生組合の焼却施設では、平成23年3月17日に有害な焼却物がバグフィルターを通さずバイパスを通してそのまま外に排出する事故がありました。基準値以上の有害ガスを排出し、東京都への事故措置届けが必要な事故だったにもかかわらず、3市市民へは広報もされておりません。</p> <p>どのように配慮をしようと言っても施設を造る以上、総合的に考えれば今より負荷が少なくなる事はありません。安全であるといっても無事故と限らないことは先に記載の通りです。複数の施設が近在するということは、その地域の住民にとっては重なる環境・健康のリスクでしかありません。調査結果でも、振動、騒音以外は環境が悪くなっているのが事実です。</p> <p>理事者間で用地の同意を確認する以前から東大和市・地区計画で住宅が建ち、現在はより多くの住民が暮らす地域に、基準値以下だから安全・大丈夫だという行政の勝手な思い込みによって、3市共同資源物処理施設が建設される事に反対いたします。</p> <p>以上</p>	

○生活環境影響調査書の意見書に対する見解

No.	受付日	意 見	見 解
7	8. 29	<p>1. 報告書では資源物処理施設が稼働した時に基準値以下で周辺環境に悪影響が出ないと結論づけているが信頼性に欠ける。大気質の類似施設として、寝屋川の施設を見学しておいて類似性のない小平市のリサイクルセンターを対象にしている。小平市のリサイクルセンターの不適格な状況で正確な測定をしたとは思えない。したがって全般的に現況調査報告であり予測精度に疑問を感じる。説明会で予測と稼働した時の確率が状況が変われば100パーセントではないとの調査会社の回答に不安を感じる。</p> <p>2. 住宅密集地に近いところにまでTvocの科学的解明がされていない中での公共でリスクが多い廃プラ施設を建設することは不適切である。現況調査報告書&lt; p 2 9 &gt; 図 3 - 9 が示すように老人ホームと居住住宅にぴったりくっ付いた廃プラ施設は全国でもない。また近くに食品を扱う小・中学校の給食センターがあり健康被害が心配だ。全国でもこのような施設を建設する時、生活環境影響調査をなされた上、尚且つ悪影響がないように市街化調整区域とか住宅地から離れた場所に建設されている。4団体の担当者と協議会の委員が類似施設を見学し、現状を把握しておきながらこのことを考慮しないで強引に建設することに反対する。</p>	<p>揮発性有機化合物（VOC）については、平成26年度から平成28年度にかけて行った現況調査の結果からも、微量ではありますが環境中に存在しています。（仮称）3市共同資源物処理施設で処理するプラスチック廃棄物は、家庭で使用されている日用品、飲料の容器や商品の包装のために使用されたものであること、また、施設では選別や圧縮を行います、燃焼などの化学処理は行わないこと。さらに、発生すると考えられる揮発性有機化合物（VOC）の80%以上は、活性炭吸着等により除去できることが分かっています。</p>

○生活環境影響調査書の意見書に対する見解

No.	受付日	意見	見解
8	8.29	<p>私は武蔵村山市で、1991年から都内一斉大気汚染（NO<sub>2</sub>）の調査活動に参加しています。その頃はNO<sub>2</sub>濃度がピークで、新青梅街道の東大和警察署前では都内でもワーストの部類に入っていました。2003年10月から排ガス規制が実施され、NO<sub>2</sub>濃度は低くなりました。ところが、環境基準は1973年の「0.002PPM以下」から、現在の「0.06PPM以下」へと緩くなってしまいました。測定に携わる私たちとしては、以前の0.02PPm以下の環境下で暮らしたいと望んでいます。しかも最高値で、です。</p> <p>さて、今般の環境影響調査結果で5-1 NO<sub>2</sub>について見てみますと、現在値0.018PPM（平均値とは言え）は、住環境としては思いの外好ましいと言えます。ところが、これが施設稼働後の想定では0.026PPMと予測されるとあります。最高値がどのくらいの値（平均値）になり、どのくらいの日数、近隣住民は最高値を示す大気にさらされるようになるのが心配です。そこは幹線道路ではなく、実質住宅地なのですから。環境基準値に甘んじることなく、汚れの少ない環境を住民に保証するのが公共施設、行政の仕事であると考えます。</p> <p>次に、VOCについて考えてみます。類似施設での数値を参考として提出していますが、果たしてその施設との立地条件の違いを考慮に入れているのか大変気になります。というのは、当該予定地は、準工業地帯と定められた当時とは大きく異なり、現況周辺には高層マンションや大型商業施設などの建造物にとり囲まれるようになりました。つまり「都市型盆地」の地形といえます。排出された物質を含む空気の淀みは、件（くだん）の類似施設とは比べものにならない影響をもたらすと考えます。更に、最近大気温が大変高くなり、気象庁の計測器設置場所での温度でさえ30数度を超えています。炎天下での生の気温は当然もっと高い。加えて、ビル群から排出される廃熱も、地上のアスファルトからの放熱と相まって、熱い大気が「都市型盆地」に淀むでしょう。多くの化学反応は環境の気温が高くなると促進されます。そうした条件下では、増加する運搬車輛等から出される排気ガスが揮発性の化学物質（VOC）等の相乗されて、その淀みが寝屋川病を誘発した化学物質や光化学スモッグの原因物質の素となる心配はないのでしょうか。今や、環境影響評価の条件として、40℃近い大気温がもたらし得るものを加味した予測に基づく判断が必要でしょう。もう一步踏み込んだ想定を加えて下さい。</p>	<p>廃棄物運搬車両の走行に伴う沿道大気中の二酸化窒素（NO<sub>2</sub>）の予測値の0.026ppmは、悪条件側の立場で予測を行ったものであり、環境基本法に基づく大気汚染に係る環境基準を満たしております。なお、搬入・搬出車両に対しては、法定速度の厳守、空ぶかしの防止等を励行し、発生抑制対策を講じます。また、北河内4市リサイクル施設組合の北河内4市リサイクルプラザ「かざぐるま」では、地裁、高裁では「施設と健康被害との間に因果関係は認められない」の判決、また、「施設の操業と付近住民の健康被害に因果関係がある」として争われていた案件で、国の機関である公害等調整委員会は、「施設の操業と健康被害には因果関係は認められない」との裁定を行いました。このようなことから、（仮称）3市共同資源物処理施設の操業は、周辺地域住民に健康被害をおよぼす恐れはないと考えています。</p> <p>揮発性有機化合物（VOC）については、平成26年度から平成28年度にかけて行った現況調査の結果からも、微量ではありますが環境中に存在しています。3市共同資源物処理施設で処理するプラスチック廃棄物は、家庭で使用されている日用品、飲料の容器や商品の包装のために使用されたものであること、また、施設では選別や圧縮を行います。さらに、発生すると考えられる揮発性有機化合物（VOC）の80%以上は活性炭吸着等により除去できることが分かっています。</p>